



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月15日

赤穂市監査委員 寺田 榮治
同 前川 弘文

記

- 1 監査の種類 令和5年度定期監査
- 2 監査の対象 建設部
- 3 監査の期間 令和5年8月22日から令和5年10月31日まで
- 4 監査の範囲 令和4年度及び令和5年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。
今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。

個別事項

1 土木課

随意契約について（意見）

「赤穂市随意契約ガイドライン」に基づいて、業者選定は適切であるか、契約理由は妥当であるかを定期的に検証し、契約の透明性、公平性の確保に努められたい。

2 公園街路課

遊具の定期点検について（意見）

専門業者による年1回の定期点検を行っているが、危険度が高いと判定を受けた遊具については、市も直接、現地で確認を行うなど、指定管理者との連携をより一層密にし、利用者の事故の未然防止や安全確保のため、きめ細かな対応に努められたい。

3 区画整理課

おおむね適正であると認められた。

4 都市計画課

おおむね適正であると認められた。